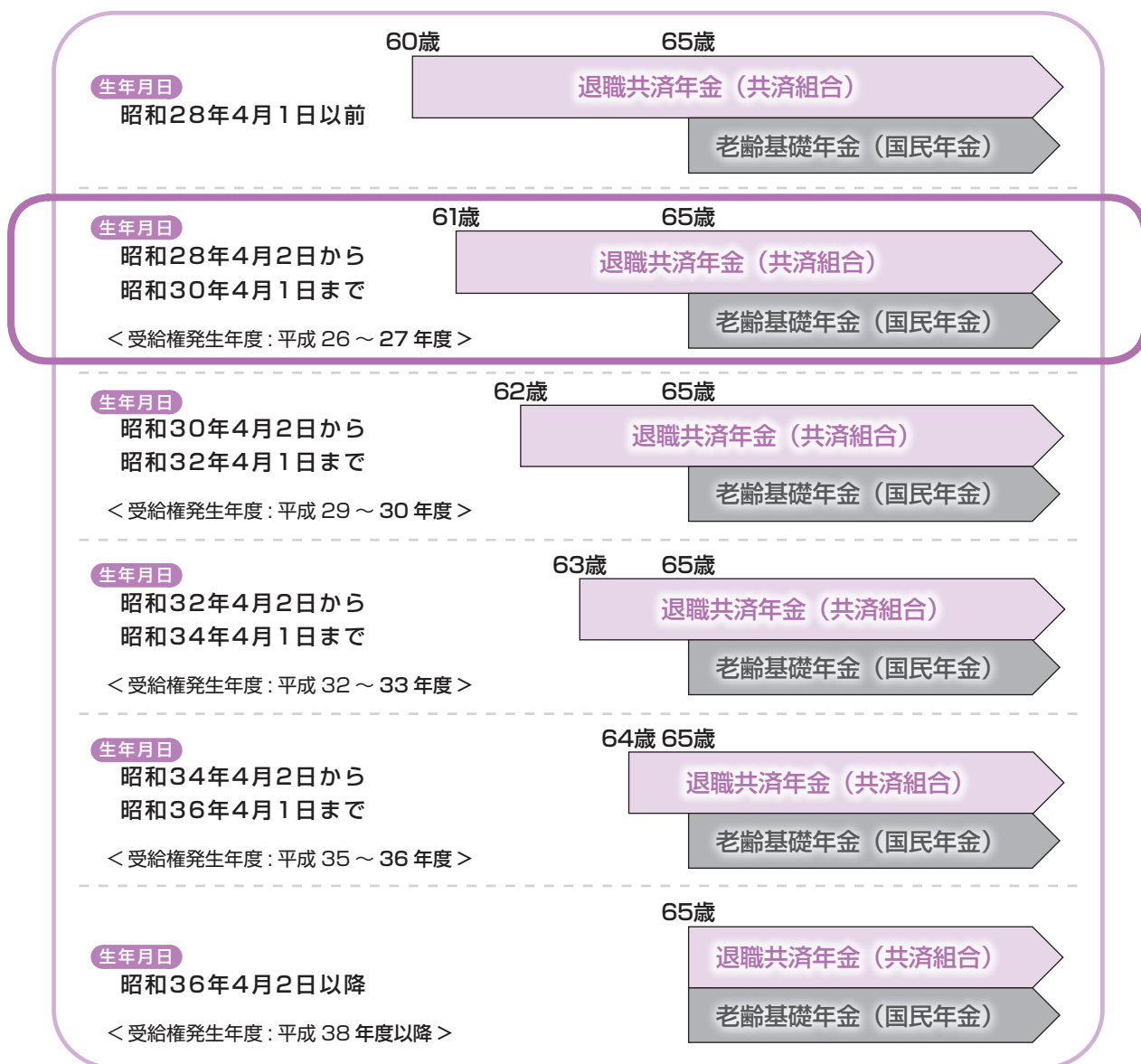


退職共済年金の支給開始年齢及び請求手続きについてのお知らせ

共済組合の加入期間が1年以上ある方の支給開始年齢については、その方の生年月日に応じて次のとおり定められており、**昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた方は、61歳から退職共済年金が支給**されることとなります。

なお、請求手続きに関する書類等は、**61歳のお誕生月の前月に共済組合より直接、ご自宅へ郵送**いたします。



(注) 上記事項は「一般組合員」の場合であり、「特定消防組合員」の場合は取り扱いが異なります。
(注) 被用者年金制度の一元化により、平成27年10月以降の退職共済年金は、老齢厚生年金になります。

退職後、ご注意ください

①氏名、住所等の変更について

市町村役場等を退職後、住所又は氏名を変更された場合は、共済組合へ連絡いただき、所定の手続きをお願いします。この手続きを行なっていないと、年金請求書を送付できない可能性があります。

②地共済年金情報Webサイトについて

在職中に取得したユーザID及びパスワードは、退職とともに失効となり、閲覧ができなくなります。お手数ですが、再度、ご利用の申し込みが必要となります。